令和8年度「特別非常勤講師」として活動するまでの流れ

別紙１（共通）

※時期は全て目安です

8月中旬から9月下旬まで

「特別非常勤講師の候補者名簿登載希望調査（申込書）」により応募

「特別非常勤講師としての指導力養成講座」受講生としての認定

講座の日程等の通知

8月から10月まで

オンライン講座の受講（自宅等）

4～5時間程度

集合講座の受講（会場へ参集）

例えば、土日の２日に分けて

受講完了（修了）の認定及び修了証の送付
「特別非常勤講師」の候補者名簿へ登載

修了証の送付は【紹介】と前後する場合があります。

10月から翌年3月まで

【紹介】　学校情報の提供、面接日時の打診

学校によっては、「１月～３月に任せたい。」という学校もあります。その場合、紹介は11月頃に面接は12月頃になる場合もあります。

面接（学校又は教育委員会事務局）

区市町村で「特別非常勤講師」として採用（任用）・発令

「特別非常勤講師」として活動
①事前打合せ、実際の児童理解、指導案の調整②授業準備、授業、評価
③事後打合せ、評価の引継ぎ

学校によって、任される単元や授業の回数は異なります。また、複数のクラスでの授業を依頼される場合もあります。

区市町村から報酬を受領